

日本ボーイスカウト兵庫連盟国際人材育成事業補助金支給規程

(目的)

第1条 この規程は兵庫連盟に加盟するスカウトおよび指導者が、国際理解を深めるとともに国際親善の増進に貢献できるよう、海外で実施される国際事業等に参加する場合に、その活動補助金の支給について必要な事項を定める。

(支給対象)

第2条 活動補助金の支給対象は、18歳以上29歳以下のスカウト及び指導者とし、下記の目的を十分に達成できる者とする。

- (1) 広い視野を持ち世界を舞台に活動できる者。
- (2) 兵庫連盟の国際活動を担える者。
- (3) 米国フィルモント野営場キャンプ奉仕スタッフ、スイスカンデルスティッヒ国際スカウトセンターでの奉仕スタッフなど目的に合致する事業に参加する者。
- (4) その他国際委員会が特に認める海外での国際事業に参加する者。

(支給金額)

第3条 当該補助金の支給金額は20万円以内とする。

(受給申請)

第4条 補助金の受給を希望する者は、団委員長、地区委員長、地区コミッショナーの推薦を得て、県連盟事務局を通じ、国際委員会に所定の書面に事業内容がわかる企画書等を添付し申請しなければならない。

(支給審査)

第5条 申請者から提出された企画書等に基づき、国際委員長、同副委員長、県連盟コミッショナー及び担当の県連盟副コミッショナー並びに指導者委員長でもって支給審査及び面接を行う。

(支給決定)

第6条 支給審査の結果に基づき、予算の範囲内で理事会の承認を得て支給決定を行い、請求者にすみやかに支給する。

- 2 理事会の承認を得る暇がない場合は、理事長が支給決定を行い、直近の理事会に報告するものとする。

(事業実施報告)

第7条 申請者は、当該海外派遣事業の終了後3カ月以内に、書面で実施結果を理事長に報告する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月6日から施行する。

日本ボーイスカウト兵庫連盟国際人材育成事業補助金支給規程
の運用事務取扱指針について(平成23年11月5日 国際委員会で決定)

兵庫連盟国際委員会

この事務取扱指針は日本ボーイスカウト兵庫連盟国際人材育成事業補助金支給規定第2条第4項「**その他国際委員会が特に認める海外での国際事業に参加する者。**」の運用に関し国際委員会が申請者の請求に基づいて理事会への承認を円滑に行うために今後以下の基準により運用する。

1. 「特に認める海外での国際事業」とは。

原則として、対象とする「特に認める海外での国際事業とは」ボーイスカウト日本連盟が国際交流事業として応募実施する派遣事業であって、かつ当該派遣事業が日本連盟の「海外派遣貸付金規定」の対象となる海外派遣事業にのみ限るものとする。

2. 「参加する者」とは。

人材育成事業補助金支給規定の趣旨により、当該規程は国際理解を深めるとともに国際親善の増進に将来にわたって海外派遣の経験を活かして貢献できる人材を育てることを支給目的にしていることに鑑み、「ベンチャースカウト、ローバースカウト及び29才以下の青年指導者」とする。

3. 支給額について

支給規定第3条の規定により、当該補助金の支給金額は20万円以内とする。と定められているが第2条第4項の規定を適用する海外派遣事業への参加者については第6条の支給決定額については、参加募集時に通知される自己負担額の半額を支給限度として支給する。